

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年9月18日)

〔 件 名 〕

- ・平成26年度第1回パートナー県政推進会議の概要について  
【企画課】・・・ 1
- ・第5回中海会議の概要について  
【企画課】・・・ 3
- ・第1回人口減少・地方創生プロジェクト会議の概要について  
【企画課】・・・ 5
- ・平成26年度第2回教育協働会議の開催について  
【企画課】・・・ 18
- ・第48回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会8月定例会の開催結果  
について  
【企画課】・・・ 20
- ・第24回中四国サミットの開催結果について  
【企画課】・・・ 24

未来づくり推進局

## 平成26年度 第1回パートナー県政推進会議の概要について

平成26年9月18日  
企 画 課

「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した鳥取県民参画基本条例の基本理念に基づき、県政への県民意見の反映や県民と県政との協働のあり方について議論を深め、施策の改善を検討するため設置された「パートナー県政推進会議」の第1回目の会議を開催し、県政の協働のあり方や人口減少対策等について意見交換を行いました。

### 1 開催概要

- (1) 日時 8月24日(日) 午前11時から12時30分まで
- (2) 場所 エキパル倉吉 多目的ホール(倉吉市上井)
- (3) 出席者 委員等13名(うち委員10名、若者委員3名)、知事、未来づくり推進局長ほか

### 2 主な意見

#### (1) テーマ1：県民と県政との協働のあり方

- ・県の取組を進める中で、県と県民だけではうまくいかないことがある。県、県民、市町村で連携して様々な取組を進めるべき。
- ・民間団体の地域活動を伸ばすため、助成制度や支援体制等についての相談しやすい窓口があるといい。

#### (2) テーマ2：人口減少社会における鳥取県の未来づくりに向けた方向性

##### [子育て・教育]

- ・病児・病後児保育施設は市部にあり送迎に時間を要するため、中山間地からは利用しにくい。中山間地居住者でも利用できるよう施設を増やしてほしい。
- ・自然の中で保育する森のようちえんが注目され、市部から通園する園児が増える一方で、中山間地の公立保育所の園児数は減少している。中山間地域の公的な幼稚園・保育所、小学校などにおいて、街から子どもを受け入れ、教育や保育ができるような仕組みを検討してはどうか。
- ・真面目な県民性を活かし、日本一官僚を排出するだとか、日本一医者になる人が多いなど、特色ある教育を推進してはどうか。
- ・若者の県外流出を防ぐため、専門性のある大学や魅力ある専門学校を設置して、県内で子どもを育てていくことが必要。
- ・昔は子どもを連れて畑に出て、森のようちえんのように勝手に遊ばせていたと思う。子連れで働ける場所が増えたり、地域ぐるみで子育てをするような昔の感覚に戻ればいい。

##### [雇用・産業]

- ・県が力を入れ、農業大国オランダのように農業を儲かる産業にして、県外に出ている若者が帰ってきてやすい環境づくりができるかよいのではないかと。
- ・活躍できるフィールドが鳥取県にあることを打ち出し、起業・創業に意欲があり経営者的な視点を持った県外の若者を呼び込めば雇用増につながる。
- ・実習生や研修生に限定せず優秀な技術者を迎え入れるなど、人口増や企業の活性化につながる外国人特区のような構想は出来ないだろうか。

[その他]

- ・海外や県外にある県人会を活性化し、県外への情報発信を強化して人を呼び込むようにしてはどうか。
- ・自治体活動に若い世代を参加させなかったり、県外に出たら帰ってこない方がよいという親世代の意識改革から始める必要がある。

### 3 今後の予定

次回会議において、提出された意見等に対する対応策（制度案・予算案等）を提示する予定。

### 4 委員

※五十音順

区分	氏名	所属	備考
委員	足立 淳	社会福祉法人もみの木福祉会 管理部部长	
	新 勝彦	羽合小ホエホエ隊（湯梨浜町おやじの会）	
	岩世 麗	鳥取短期大学 ソーシャルラーニングコーディネーター	座長
	坂本 綾子	専業農家	
	薛 幸夫	在日本大韓国民国民団鳥取県地方本部団長	
	寺岡 昌一	県優秀経営農林水産業者表彰（H24.10）	
	中川 玄洋	NPO 法人学生人材バンク 代表	
	長田吉太郎	ながた茶店 代表取締役	欠席
	西村早栄子	NPO 法人森のようちえんまるたんぼう 代表	欠席
	西本 光子	とっとり暮らしアドバイザー	
	福留 弘明	鳥取じげおこしインターネット協議会 事務局長	欠席
	船田 揚	県政参画電子アンケート会員	
	本城 祐子	NPO 法人がいなネット 理事	
	渡邊 萌生	八頭町地域おこし協力隊	欠席
若者 委員	砂場 亮志	鳥取市在住・16歳	
	大本 瑞希	鳥取市在住・16歳	
	米田 理紗	倉吉市在住・16歳	
	渡邊紗恵子	鳥取市在住・16歳	欠席

## 第5回中海会議の概要について

平成26年9月18日  
企画課  
水・大気環境課  
農地・水保全課  
河川課

平成26年8月25日に開催した第5回中海会議の概要は、次のとおりです。

- 1 日時 平成26年8月25日(月) 午後2時～4時
- 2 場所 国際ファミリープラザ(米子市)
- 3 構成員 鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長、国土交通省中国地方整備局長(副局長代理出席)、農林水産省中国四国農政局長  
<オブザーバー> 環境省(中国四国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地第3輸送航空隊指令(装備部長代理出席))

### 4 概要

#### (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局:中国地方整備局出雲河川事務所)から、大橋川改修事業及び中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。

##### [主な報告]

- ・中海湖岸堤整備事業の短期整備箇所については、全て工事着手済み(全6箇所のうち2箇所は完了)。  
⇒大橋川改修(拡幅)にあたっては、下流側に影響がないよう中海湖岸堤を先行するという整備手順を進めることについて、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。

#### (2) 中海の水質及び流動について

部会「中海の水質及び流動会議」(事務局:鳥取県水・大気環境課)から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告が行われ、今後、第5期湖沼水質保全計画(平成21～25年度)の結果を検証しつつ、モニタリングの強化と効果的な水質浄化対策を進めることが報告された。

##### [主な報告]

- ・環境基準点における水質測定結果では、COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りんの中のいずれの項目も環境基準及び第5期湖沼水質保全計画の水質目標をともに達成していない。
- ・各項目とも米子湾が最高地点となっている。
- ・ここ30年の経年変化は、最高地点では、CODは横ばい、全窒素、全りんは低下傾向。湖心では、すべて横ばい。ここ5年の経年変化は、最高地点、湖心とも、CODは横ばい、全窒素、全りんはやや上昇気味。
- ・これまでの米子湾流動調査、底質調査、流入負荷量調査等の検証・分析を行い、今後も関係機関と連携し、具体的な水質浄化対策の検討を進める。
- ・H26年度中の第6期計画(平成26～30年度)策定に向け、対策強化や新たなモニタリング指標の設定にも取り組む。

##### [主な意見]

- ・森山堤防開削の効果について、モニタリングデータからは判断できないとのことであるが、開削から5年経過したので、一定の評価をお願いしたい。  
⇒開削以降、本庄工区では、塩分躍層(塩分濃度の上層下層の差)ができ、夏季における貧酸素状態が長期化したこと以外は、中海全体で特定の傾向を見出していない。引き続き、専門家の助言をいただきながら、モニタリングを継続していく。
- ・水質評価について、環境基準の達成状況等の数字の羅列になると一般住民も理解しにくいので、どの部分が重要なのか、観測方法や地点の取り方の改善も含めて、専門家の知見を取り入れて工夫してほしい。

- ・色々と事業が進められてきたが、水質はほとんど横ばいであり、どこに原因があるか調査が必要である。  
⇒原因究明を含め、水質改善・浄化に向けた対策は、第6期計画に向け具体的に検討していく。  
モニタリング強化については、国交省へも協力をお願いする。  
中海は広いので、地域を分けて、各地域の状況に応じて覆砂など必要な対応を検討する必要があるかもしれない。

### (3) 中海沿岸農地の排水不良について

「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市農林課）から、排水不良農地（米子市崎津内）でのモデル事業（工事残土を活用した客土）の進捗状況等について報告があり、ストックヤード方式による良質な残土確保について改めて検討するなど、排水不良農地の効果的な対策を引き続き検討していくことを確認した。

### (4) 中海の利活用について

「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：島根県政策企画局）から、利活用アイデアの具体的な取組状況（中海周遊サイクリングコースの設定・路面表示、EVカーでエコツアー推進のための充電器整備、中海の藻の活用、中海産食材を使ったメニューのPR等）について報告があり、各アイデアについて引き続き検討を進めることを確認した。

来年はラムサール登録10年を迎えるので、登録10周年記念イベントを検討することとなった。

また、中海産食材を使用した試食（サルボウガイを使用した赤貝飯弁当、スジアオノリを使用したようかん）及び水辺の新しい活用の可能性を創造していくミズベリング・プロジェクト等の紹介が行われた。

(参考) 中海会議とは …平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(H22.4.22)した会議。

# 第1回人口減少・地方創生プロジェクト会議の概要について

平成26年9月18日  
企 画 課

人口減少や地域の活性化といった喫緊の課題について、これまでの成果を活かしつつ、具体的かつ全庁的に対応するため、未来づくり推進本部に新設された「人口減少・地方創生プロジェクトチーム」の第1回目の会議を開催し、今後の取組方針等について議論しました。

また、これまでの検討内容も踏まえて、知事から石破地方創生大臣へ提言を行いました。

## 1 第1回会議の開催概要

- (1) 日 時 9月4日(木) 午後3時から午後4時まで
- (2) 場 所 県庁第3応接室(本庁舎3階)
- (3) 出席者 知事(チーム長)、各部局長、教育委員会事務局次長ほか
- (4) 概 要・・・資料1
  - ・具体的な検討作業を行うために、プロジェクトチーム内に「人口減少自治体ワーキンググループ」と「地方創生ワーキンググループ」の2つのワーキンググループを設けて議論を行う。
  - ・人口減少自治体ワーキンググループは、鳥取環境大学との共同研究により、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計との相違点を確認しつつ、出生率や社会移動など数パターンを設定して、人口シミュレーションを行う。
  - ・地方創生ワーキンググループにおいては、鳥取県の「強み」「売り」を伸ばし、「弱み」を克服する「目指す姿」づくりの検討や、「まち・ひと・しごと創生本部」等、国への施策・制度提案に対する検討を行う。
- (5) 今後の予定
  - ・11月を目途として、人口シミュレーションを実施し、結果の分析を行う。
  - ・人口シミュレーション結果を参考として、来年度予算や補正予算、国への提案・要望を取りまとめる。

## 2 石破地方創生大臣への提言

- (1) 日 時 9月11日(木)
- (2) 場 所 中央合同庁舎 第8号館
- (3) 出席者 石破地方創生大臣、平井知事
- (4) 提出資料 別添 資料2 のとおり
- (5) 大臣発言
  - ・地方創生の一大運動を興していきたい。
  - ・地方の現場の実情に即して、問題意識を中央省庁も聞きながら地方創生を後押ししていくというやりかたを考えていきたい。

### (参考：国の動向)

- ・9月12日「まち・ひと・しごと創生本部」の本部会議が開催され、基本方針並びに組織体制が決定された。・・・資料3
- ・この基本方針において国は、年内に「長期ビジョン」並びに「総合戦略」を策定する事を決定。

# 第1回 人口減少・地方創生プロジェクト会議

日 時 平成26年 9月 4日(木)  
午後 3時～  
場 所 第三応接室

## 1. 開 会

## 2. 知事あいさつ

## 3. 議 事

- ・「まち・ひと・しごと創生本部」の設置について
- ・各省庁における地方創生にかかる概算要求の状況について
- ・将来人口推計について
- ・鳥取県の目指す姿について

## 4. 閉 会

### 人口減少・地方創生プロジェクト

PT会議

チーム長:知事 副チーム長:副知事、統轄監 構成員:各部(局)長、教育長  
人口シミュレーションを参考として鳥取県の目指す姿づくりと方向性を検討

#### 1. 人口減少自治体WG

リーダー 未来づくり推進局

構 成 地域振興部、福祉保健部、教育委員会事務局

##### 【検討事項】

人口シミュレーションの実施

##### 【内 容】

- ・社人研推計の本県にとっての問題点を整理(出生率・移住者増加)
- ・出生率、社会移動等を変化させたパターンによる、将来人口シミュレーションを実施

#### 2. 地方創生WG

リーダー 未来づくり推進局

構 成 員 総務部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、  
教育委員会事務局

##### 【検討事項】

- ① 鳥取県の目指す姿の検討
- ② 目指す姿に対応した方向性の検討
- ③ 「まち・ひと・しごと創生本部」等、国への施策・制度提案

# 将来人口推計について（人口減少自治体WG）

## 作業方針

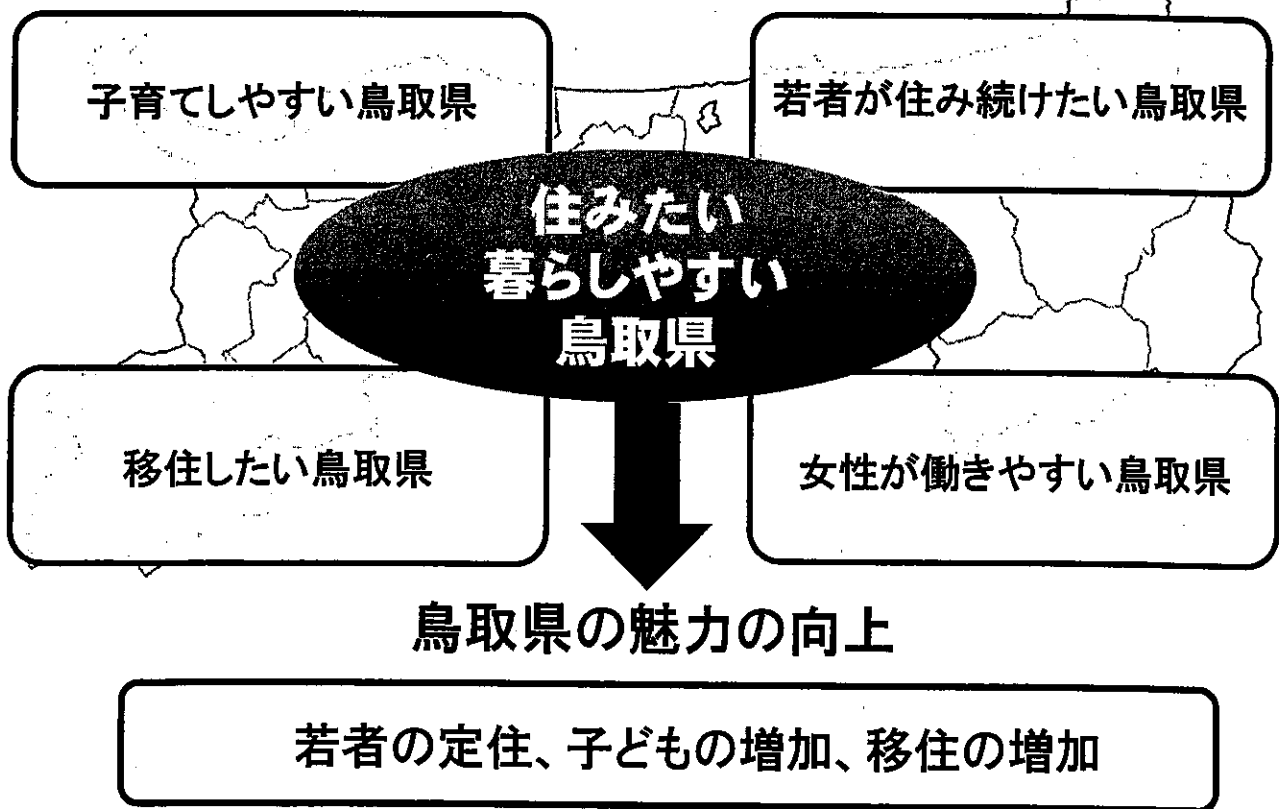
- ◆ 本県の最近の人口動態のトレンドを反映しシミュレーション（複数パターンも検討）
- ◆ 鳥取環境大学と共同による推計・結果分析

	社人研・日本創成会議の推計	鳥取県推計（案）
期間	2040年（5年毎）	2040年（5年毎）
基準人口	国勢調査に基づく総人口(2010年10月1日現在)	鳥取県推計人口(2013年10月1日現在) …国勢調査人口に、その後の人口動態（出生・死亡・転入・転出の市町村報告値）を反映
出生率	将来の子ども女性比により推計 (0-4歳人口と15-49歳女性人口の比) …2010年の全国の子ども女性比と各自治体の子ども女性比との格差(比)をとり、その格差が2015～2040年まで一定として自治体毎に仮定値を設定	① 近年の合計特殊出生率を反映 ② 出生率について複数パターンでの推計も検討
純移動率	<p>&lt;社人研&gt; 2005～2010年の純移動率を2015～2020年にかけて0.5倍まで定率で縮小させ、以降は縮小値を一定と仮定し算出</p> <p>&lt;日本創成会議&gt; 2010～2015年の間の人口移動の状況が収束しない(毎年6～8万人程度が大都市圏に流入)想定で算出</p>	<p>① 2010年以降の移住者の状況を反映した場合</p> <p>② 将来の人口減少の状況を考慮して、純移動率は一定値では無く、調整して推計</p>

## 社人研・日本創成会議推計の主な相違点

- 自治体別の推計値を求めた後、自治体毎の男女・年齢別推計人口の合計が全国推計の男女・年齢別推計結果と一致するよう、一律で補正されている。
- 2010年までの出生率・移動率の動向を基礎として算出しているため、鳥取県の2010年以降の動き(出生率の上昇や移住者の増加)が未反映となっている。

# 鳥取県の目指す姿（地方創生WG）





地方創生担当大臣  
石 破 茂 様

# 地方創生の実現 に向けた提言

(平成26年9月)

鳥 取 県

# 地方創生の実現に向けた提言

平成26年9月11日  
鳥 取 県

## I. 地方分権・地方創生

### 1 地方創生を推進する自由度の高い交付金制度の創設

地方創生には、少子化対策、移住促進対策、産業振興・雇用創出対策など、地方の実情に応じた対策を、地域が主体的に行う必要がある。

このため、各省庁縦割りの支援制度とならないよう、地方にとって自由度の高い交付金制度を創設すること。

### 2 地方創生のための地方交付税の確保

地方創生や人口減少の克服のため、地方公共団体が地域の実情に沿った地域経済の活性化や雇用の確保、少子化対策などを安定的かつ効果的に講ずることができるよう、地方単独事業も含めた歳出を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

### 3 地方分権の推進

地方創生のためには、地域の特性に応じて地方が主体的に今後の将来を見越した地域づくりを行っていくことが重要であることから、地方分権改革の流れを一層推進することが必要。

これまでに無い発想での成長戦略への取組を推進するためにも、地方への権限の移譲や大都市以外での国家戦略特区への採択が行われるべき。

(施策案)

- ・ 農地転用など国の権限の地方への移譲など地方分権の推進
- ・ 地方提案の国家戦略特区の積極的な採択
- ・ 民泊など地域資源を活用した地域振興に取り組む際の規制の緩和

## 4 地方分散の推進

### (1) 大学等の地方分散と地方大学の安定運営

現在、首都圏に集中している大学・研究施設について、特に工学系や農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の地方移転を進めることで、優良な学習・研究環境が整うと共に、若者の地方への理解や関心が深まる。

また、地域課題の解決に取り組む大学に対する運営交付金等の配分見直しなど、地方大学への支援充実が必要である。

#### (施策案)

- ・ 大学・試験研究機関の地方移転を誘導する学生・職員定員の設定
- ・ 地方大学と首都圏の大学との間での単位の相互交換、地域課題の解決を命題とした学部新設
- ・ 日本海側の府県における水産資源の育成・利用拡大等につながる学部の創設
- ・ 地域課題の解決に取り組む地方大学に対する運営交付金の配分の強化

### (2) 企業の分散

首都圏に一極集中している企業を地方に分散させ、災害に強い体制を創るとともに、子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり働ける雇用の場を創出することが、地方の活性化、また少子化対策につながる。

#### (施策案)

- ・ 大都市圏と地方の法人税率に差を設けることによる企業の地方移転への誘導（実効税率等）

## II. 活力ある地方産業の創造

### 1 地方の産業競争力の強化

地方の「強み」を活かした成長産業への取組が地方に活力を取り戻す。中小企業をはじめとした地方企業の成長・発展を促すとともに、企業の地方分散を促進する取組が必要である。

(施策案)

- ・大都市圏と地方の法人税率に差を設けることによる企業の地方移転への誘導（実効税率等）
- ・地方産業競争力協議会による地方戦略など、地域の特性を活かした戦略を地方が主体的に取り組むことができるための支援制度の創設
- ・地方が行う海外とのビジネス拠点づくりへの支援
- ・グローバル人材、介護人材等の専門知識を有する人材確保・育成
- ・商圏の拡大につながる海外人材の登用を拡大
- ・環日本海沿岸地域における対岸諸国との通商・物流交流の拡大
- ・土木・建築・介護分野など雇用ミスマッチの解消につながる対策推進

### 2 攻めの農業振興を通じた地域活性化

農業の6次産業化など国際競争力のある農林水産業への転換の推進による、農家所得の向上・農山村地域の活性化や、「里山資本主義」の発想による地域資源を有効活用した地域振興の取組拡大や地域へ根付くための支援が必要である。

(施策案)

- ・海外輸出の推進や新たな農業ビジネスに対する支援（国際認証の取得促進、機能的食品開発）
- ・農産物の加工から販売までを農業生産地域が行う「フードバレー」の形成支援
- ・農業人材育成拠点の整備支援（農業大学校による地域一体での公共職業訓練の実施）
- ・里山資本主義の取組拡大につながる自由度の高い支援制度の創設
- ・補助事業で整備された公共施設の多目的利用を可能とする補助金適正化法の要件緩和（補助事業により整備された農業施設の観光利用、太陽光パネルの売電施設設置）

### 3 観光振興

地方には魅力ある自然環境・歴史・文化など、多くの観光資源が存在する。2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人を達成するためにも、地方を含めた観光戦略を展開し、地域活性化を推進する必要がある。

そのためにも、地方航空路線の充実等、地方が観光客を受け入れる体制の充実・強化が必要である。

(施策案)

- ・羽田空港における発着枠の余裕分を地方路線へ振り替えるなど地方航空路線の充実
- ・海外との交流人口の拡大につながる地方における外国人受入体制の充実
- ・地方空港等において大勢の外国人観光客を受け入れることのできる体制の整備（国際路線の拡充、CIQ体制の充実、空港・港湾の整備、Wifi環境の整備）
- ・地域資源を活かした観光交流の拡大支援（自然環境を活かしたツーリズムなど）
- ・地域の観光・文化資源を磨き上げるための整備への支援

## 4 ふるさとへの移住・定住、Uターン

都市部のビジネススキルを身につけた人材が、地方で活躍できるようにするため、移住に要する負担の軽減や相談窓口の充実など、地方へ移住しやすい支援制度の創設が必要である。

(施策案)

- ・ 地方への移住に伴い売却した資産に係る譲渡所得の軽減措置
- ・ 移住定住・雇用マッチング相談をワンストップで行える体制の実現  
(地方へのハローワーク移管により、地方の独自色を出せる雇用マッチングの実現)
- ・ 空き家の増加を見据えた流通システムの確立 (空き屋の利用促進)
- ・ 若者による地方での新たなチャレンジを支援するための創業支援制度の創設

## 5 地理的格差を解消した大都市と並び立つ社会

地方のインフラ整備を推進し、商圈拡大、交流増加による新たなビジネスチャンスを掴む地方のチャレンジを促進する。

(施策案)

- ・ ミッシングリンクの早期解消、高速鉄道網の整備促進 (商圈拡大、交流拡大)
- ・ 長距離輸送を不利としない高速道路料金体系 (一定距離以上の高速道路料金の定額化など)
- ・ 地方空港における路線の拡大と空港の機能拡充 (地方航空路線の拡大)
- ・ 環日本海地域での国際貨物を扱える港湾整備 (取扱貨物の増加、観光客増加)
- ・ 地理的条件を克服できる地方における超高速ICT利用環境の充実・強化 (光ファイバー、ケーブルテレビ網の活用)

### Ⅲ. 安心できる暮らし

#### 1 子育て施策の充実による子どもが増える社会の実現

出生率の低い首都圏に比較して、地方での出生率向上の取組は着実に成果をあげつつある。自然環境豊かな地方における子育て対策を充実させることが、日本全体の出生率を向上させる。

(施策案)

##### ○地方の工夫による子育て施策への支援

- ・自然を利用した保育など地域特性に応じた特色ある子育て・教育制度への支援

##### ○出会いから出産までの切れ目のない支援の充実

- ・出会いから出産まで切れ目のない支援制度の充実
- ・子どもが持てる不妊治療の技術開発や治療費に対する負担軽減の充実

##### ○子育て世帯の負担軽減

- ・第3子以上の子どもを持つ世帯に対する負担軽減（税制優遇、保育料無償化、雇用主への法定福利費支援）
- ・小規模な放課後児童クラブの受入体制の充実につながる支援拡大
- ・働く女性の負担軽減につながる支援（病児・病後児保育施策の充実、農業ヘルパー制度）

#### 2 高齢化社会への対応

今後ますます増加する高齢者の生活不安に対応するため、自然環境が豊かで地価が安い地方における高齢者施策の充実や、都市部の高齢者を地方が引き受けることで、深刻化する都市部の高齢化問題への対応と地方の雇用創出が可能である。

(施策案)

- ・引き受け側の自治体の介護・医療費負担が増えない前提での、介護施設やリハビリテーション施設など、地方に都市部の高齢者を受け入れる施設等を整備する仕組みの創設
- ・ICTを活用した高齢者が安心して住める環境づくり  
（遠隔医療システムの整備、ICT利用による高齢者の位置確認）

#### 3 持続可能な公共サービス

今後人口減少が進行する中で、公共サービスを持続可能な形で提供していくため、行政サービスを補完する仕組みや特に小規模自治体において不足しがちな専門人材を広域連携により確保するシステムなど、連携が進むための仕組みが必要。

(施策案)

- ・地域拠点の多機能複合化や当該拠点を核とした生活サービスのネットワーク化  
（郵便局、コンビニ等の民間団体と公的機関の窓口事務の連携拡大）
- ・国、県、市町村、民間団体間における専門人材の相互連携による人材確保の制度づくり
- ・安定的なバス等公共交通を確保する仕組みづくり  
（全国一律の制度によらない補助対象路線や補助対象経費の要件緩和、過疎地有償運送）

## まち・ひと・しごと創生本部の設置について

〔平成 26 年 9 月 3 日〕  
閣 議 決 定

- 1 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。  
本部長 内閣総理大臣  
副本部長 地方創生担当大臣、内閣官房長官  
本部長 他の全ての国務大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 基本方針（案）

平成26年9月12日  
まち・ひと・しごと創生本部決定

### 1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

### 2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

#### (1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

#### (2) 「東京一極集中」の歯止め

・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

#### (3) 地域の特性に即した地域課題の解決

・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。  
・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。  
・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

### 3. 検討項目と今後の進め方

#### (1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。



- ① 地方への新しいひとの流れをつくる
- ② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
- ⑤ 地域と地域を連携する

## (2) 今後の進め方

まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

## 4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤ 現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

# まち・ひと・しごと創生本部の組織体制

## まち・ひと・しごと創生本部

○設置根拠:閣議決定

○構成:

本部長 総理大臣  
 副本部長 地方創生担当大臣、官房長官  
 本部員 他の全ての国務大臣  
 ※その他必要に応じて本部長が出席を求める

## まち・ひと・しごと創生会議

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長 総理大臣  
 副議長 地方創生担当大臣、官房長官  
 議員 ・経済財政担当大臣、少子化担当大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣  
 ・民間有識者

※その他必要に応じて議長が出席を求める

## まち・ひと・しごと創生本部事務局

○設置根拠:総理決定

○構成:

事務局長 官房副長官(事務)  
 事務局長代行 ・総理大臣補佐官(地方創生等担当)  
 ・官房副長官補(内政)  
 事務局長代理 (3名)

## まち・ひと・しごと創生本部幹事会

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長 地方創生担当大臣  
 議長代理 地方創生担当副大臣、官房副長官(事務)  
 副議長 地方創生担当大臣政務官、総理大臣補佐官、官房副長官補  
 議員 事務局長代理、全事務次官・長官

## 平成26年度 第2回教育協働会議の開催について

平成26年9月18日  
企画課  
教育総務課

本県の子どもたちの未来のための教育振興のため、県内有識者と知事、県教育委員会が意見交換を行う教育協働会議の第2回会議を以下のとおり開催しました。

### 1 開催日時・場所

- (1) 日時 平成26年9月5日(金) 午後3時から午後4時30分まで
- (2) 場所 県立図書館 2階 大研修室

### 2 出席者

- (1) 有識者委員 (五十音順)

氏名	所属
浅雄 淳子	鳥取県PTA協議会 事務局長
飯塚 淳	NPO地域スポーツ推進協会 代表理事、 ちゃれきんぐ株式会社 代表 【欠席】
石原 太一	NPO倉吉鴨水館 館長
松原 厚子	学校支援ボランティア(羽合小学校・北浜中) 代表
谷川 裕美	ソレイユ法務・FP事務所 代表
横井 司朗	学校法人 鶏鳴学園 理事長、 全国専修学校各種学校総連合会 理事

- (2) 鳥取県 知事、未来づくり推進局長
- (3) 教育委員会 教育委員長、教育委員、教育長

### 3 主な意見

#### ○全国学力・学習状況調査の結果について

##### (民間委員)

- ・先生がゆとりをもって教育や指導ができるよう、教員を増やすための財政措置が必要。
- ・学力調査の内質問紙調査について、「地域や社会が良くなるためになにをすべきか」など自分に責任が無いと思える設問には辛辣な回答が多く、「学校のきまりを守る」など、自らの事となると肯定的な回答が多い。回答が本当であれば学力的にも違うはずであり、本当の事を書いているのか疑問がある。
- ・授業を行っていても、質問があるか尋ねても質問が無いので理解しているのかと思えば、実際には理解できていない。「解ろう」とする意欲が、解らない自分の姿をさらけ出すプライドより低いということになっているのではないか。
- ・単年度ではなく経年で調査結果を見るべき。現在の小学6年が中学3年になったときの学力についての追跡調査が必要。
- ・教室で「今何をする時なのか」ということに対して、メリハリがついていない子どもがある。
- ・学校支援ボランティアとして、掃除などばかりしており、教員の仕事を支援するボランティアを集めることもできるにもかかわらず相談もされず、頼りにされていないのだと感じる。
- ・大人の姿を見て子どもたちが将来の姿を描くこともある、大人が頑張っている姿を子どもたちに見せることも大切。
- ・学力は一つの指標に過ぎず、夢や目標を持つことが大切な中で、中学生で諦めている。学校だけでなく、企業経営者の組織が協力し、将来どのような職業があるのかを子ども達に知らせる取組があってもよいのではないか。
- ・質問紙調査の「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがありますか」との設問に対し、約9割の子どもが肯定しており、内発性を高めるために成功体験を与えることが大切ではないか。
- ・学校・地域・家庭で連携し、質問ができる、自ら学ぶといった子どもの内発を促すような教育が必要。

- ・授業のあり方として、双方向、反転授業、アクティブラーニングを取り入れてはどうか。
- ・鳥取県でICT教育を行う際には、タブレット端末を効果的に用いることが必要であり、学校で配布するプリントを端末に入力して、プリントを配布する代わりにしてしまわないような活用が必要。
- ・ソーシャルスキルは幼児、保育段階から着手すべき。土曜授業等を利用して、ソーシャルスキルの授業ができないか検討を進めている。
- ・昔あった子ども科学教室のように、空き教室を活用した科学の拠点を設置してはどうか。

#### (教育委員)

- ・今回の学力調査の結果は、都道府県レベルでは上位、下位の差が縮まった印象だが、個々の学校・地域を見れば較差があると思われるので、それぞれの学校・地域で学力を上げるためにどうすればよいかを考えなければならない。
- ・学力調査の度に先生が忙しくされたり、県民の意識が調査結果に行き過ぎている状況で、子ども達が伸び伸び育つのだろうかと感じた。
- ・森のようちえんを見てきて、いきいきと暮らせる鳥取県にするためには、学力よりも心の育ちに重点的に取り組んだ方がよいのではないかと思う。
- ・子どもの内発性を刺激する取組、教育が大切。一方通行でない、双方向の教育が大切であり、子ども達は自ら課題を見つけ、解決することが必要だと思う。
- ・ソーシャルスキルトレーニングは、幼稚園・保育所から高校まで上手に取り入れる仕掛けができないか引き続き検討する。
- ・子ども科学教室は、どのようにすれば子どもの興味・関心を引くことができるのか研究してみたい。

#### ○地方教育行政法の改正（教育委員会制度改革）について

##### (教育委員)

- ・教育委員会制度改革による総合教育会議は、現在の教育協働会議をスライドさせていけばよいのではないか。また、教育に関する「大綱」も、現在の教育振興基本計画や教育振興協約をスライドさせてよいと考える。

#### ○その他

##### (民間委員)

- ・子育て王国として、幼児教育から頑張るべき。親のために子どもを預ける場所を増やすだけでなく、子どもを中心に考え、子どもが幸せになる施策を検討すべき。

#### ○総括

##### (知事)

- ・本日はいただいた意見を事務ベースで整理し、対策を考えていきたい。
- ・教育委員会制度改革による総合教育会議は、これまでの教育協働会議の形をベースに移行する方向とした。意見があれば出していただきたい。
- ・幼児教育は知事部局、小学校は教育委員会所管と分かれているため、知事部局、教育委員会共同で幼児期における教育プログラムの作成を検討したい。また、サイエンス学習など、トータルで人間が育つ環境も共同で考えていきたい。
- ・子どもの積極性や内発性に課題があるのであれば、年齢毎の取組を新たに定めることとなる「大綱」に反映させたい。
- ・福井県など学力テスト上位県は体力も向上している。トータルの人間として成長できるよう、学力、体力、内発性を育てるため、課題を見つけ、やるべきことはやらなければいけない。

#### 4 今後の予定

会議での意見を踏まえ、総合教育会議のたたき台と平成27年協約案を議題に、12月頃に第3回会議を開催する予定。

## 第48回関西広域連合委員会及び関西広域連合議会8月定例会の開催結果について

平成26年9月18日

企 画 課

8月28日(木)に神戸市内(兵庫県公館、兵庫県庁議場棟)で開催された「第48回関西広域連合委員会」及び「関西広域連合議会8月定例会」の概要は、次のとおりです。

### 第48回 関西広域連合委員会

1 日 時 平成26年8月28日(木) 11:20~12:15

2 場 所 兵庫県公館

3 出席者 井戸広域連合長(兵庫県)、仁坂副広域連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、  
山田委員(京都府)、平井委員(鳥取県)、門川委員(京都市)、竹山委員(堺市)、  
久元委員(神戸市)、植田副委員(大阪府)、熊谷副委員(徳島県)、村上局長(大阪市)

#### 4 概 要

##### 〔協議事項〕

##### ① 「平成26年8月豪雨」災害への対応について

- ・ 「平成26年8月豪雨」による関西広域連合管内及び連携県における被災状況の報告と、連合広域防災局が行った広島市土砂災害に係る状況調査の結果報告が行われた。
- ・ あわせて、この「平成26年8月豪雨」災害を激甚災害に指定することや、災害復旧事業の迅速な対応を図ることなど、関西広域連合として国に緊急提案することを確認した。

(8月29日に内閣府・農林水産省・国土交通省等関係省庁に提出)

##### ② 「2016 神戸サミット」の開催誘致について

- ・ 2016年(平成28年)に日本での開催が予定されている主要国首脳会議(サミット)について、神戸市と兵庫県が連携して神戸開催誘致の取組を進めるとの報告があり、関西広域連合としても一体となって協力していくことを確認した。

##### ③ 関西圏域の展望研究の実施について

- ・ 関西圏域の今後を展望し、政策コンセプトをまとめるため、五百旗頭 真<sup>いおきへ まこと</sup>氏(ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長)を座長とする研究会を設置することとした。
- ・ 委員には、地域づくり、都市政策、防災、産業、観光文化、インフラなど、幅広い分野の学識経験者等に参画いただくこととし、今回、その構成等について意見交換が行われた。

(関西圏域の将来あるべき姿について、テーマを設定し研究。次期近畿圏広域地方計画を関西広域連合において策定することを視野に入れながら、国が策定する国土形成計画(全体計画)を見直す際の国と地方の議論にも活用する。)

##### ④ 国家戦略特区における新たな提案募集に関する対応状況について

- ・ 内閣府が行った新たな国家戦略特区の提案募集に対する各構成府県市の提案内容について報告があり、あわせて、関西広域連合との共同提案とする内容について協議した。

<連合との共同提案とするもの>

○関西圏国家戦略特区の進展に相乗効果がある区域外での事業実施場所を特区の地域に含める(バーチャル特区)

- ・ 新たな手術支援ロボットの開発に向けた保険外併用療養の拡大(鳥取県、和歌山県) 等

※9月12日、鳥取県・鳥取大学に対し、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングが実施された。

## 関西広域連合議会 8月定例会

- 1 日 時 平成26年8月28日(木) 13:00~18:20
- 2 場 所 兵庫県庁議場棟
- 3 出席者 井戸広域連合長(兵庫県)、仁坂副広域連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、松井委員(大阪府)、平井委員(鳥取県)、飯泉委員(徳島県)、門川委員(京都市)、橋下委員(大阪市)、竹山委員(堺市)、久元委員(神戸市)

### 4 概 要

- 次の議案が、原案のとおり可決された。

「平成26年度関西広域連合一般会計補正予算(第1号)の件」

(平成25年度からの繰越金充当による各構成団体の負担金の減額等を行うもの)

- また、次の議案が総務常任委員会に付託され、閉会中の継続審査に付された。

「平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」

(平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定を行うもの)

- 一般質問について

- ・ 本県選出の伊藤保議員から、山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク再認定の見通しと今後の活性化の取組について質問がなされ、平井委員から次のとおり答弁があった。

- ▶ 世界ジオパークネットワークの再認定の審査員から、改善点の指摘もあったが、「地元住民の活動も活発ですばらしく、非常にポジティブな印象を持った」という総括的なコメントがあり、大きく手応えを感じることができた。今後も、より高みを目指すため、ジオパーク活動の推進に地域をあげて取り組んでいきたい。
- ▶ 山陰海岸ジオパークをはじめとする関西にある優れた地質景観スポットをつなぎあわせ、「地質の道」として外国人向けの冊子等によりPRを行っている。今後も、広域的な観光のシンボルとして、圏域を越えた、県の境を飛び越えた観光ルートのPRを行って参りたい。

## 「平成 26 年 8 月豪雨」災害に関する緊急提案

関西圏域では、台風第 12 号(8 月 1 日から 6 日)、台風第 11 号(8 月 8 日から 10 日)、さらには 8 月 15 日から継続する豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、京都府、兵庫県、徳島県を中心に管内全域において、死者、負傷者、建物の浸水、道路・河川等の公共施設の損壊など各地に甚大な被害をもたらした。

このたびの災害は、台風第 11 号の直撃による被害に加え、台風第 12 号や前線に伴う豪雨が同じ地域に集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害にない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、このたびの災害の特徴を的確に捉え、災害復旧制度の確実な適用と災害復旧事業の迅速な推進を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を作り上げていく必要がある。

そこで、関西広域連合として、下記の事項を緊急提案するので、政府におかれては、格別の配慮をいただくようお願いする。

### 記

- 1 台風第 12 号、台風第 11 号及び 8 月 15 日から継続する豪雨については、断続的に同じ地域を繰り返し襲った災害であり、全体として大きな被害をもたらしている。これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。
- 2 道路、河川、砂防、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等このたびの災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。  
併せて、河川への漂着ゴミを含む災害廃棄物の処理について支援を行うこと。
- 3 災害救助法について、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。また、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費、及び被災者への介護サービス提供経費や介護施設での受け入れ経費について、災害救助法の支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

併せて、災害ボランティアの参加促進のための環境整備を図るとともに、災害救助法が適用されない介護サービス提供経費等について、介護保険制度での柔軟な対応を行うこと。

- 4 被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災団体全てに適用するとともに、対象となる世帯を全壊、大規模半壊に限定せず、日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象にするなど、制度の改善を行うこと。
- 5 災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。
- 6 流域の安全安心な生活を確保するため、直轄河川について、現に実施中事業の早期完了と災害危険箇所について計画的、早期に事業実施を行うこと。併せて、府県管理河川についても事業の一層の推進が可能となるよう特別な措置を講ずること。
- 7 地域の安心・安全を確保するため、新たな交付金制度の創設や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめとする起債制度の拡充も含め、国土強靱化を加速するための財源を確保すること。
- 8 局地的な大雨、土砂災害等に際し、市町村が避難勧告等を的確に発令できるよう、気象庁において現在検討されている防災気象情報の提供方法の改善を早急に進めること。
- 9 広島市での土砂災害の被害状況に鑑み、遅れている土砂災害警戒区域の指定を促進するため、土砂災害防止法の改正等必要な法的整備を行うこと。
- 10 土砂災害の場合の住家被害認定については、住家内が土砂で埋もれるという特殊性に鑑み、この特性に応じた判定基準を新たに設けること。

平成26年8月28日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作(京都市長)
委 員	橋 下 徹(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身(堺市長)
委 員	久 元 喜 造(神戸市長)



## 第24回中四国サミットの開催結果について

平成26年9月18日  
企 画 課

9月3日（水）に徳島県で開催された第24回中四国サミットの概要は次のとおりです。

- 1 日 時：9月3日（水） 14時から16時
- 2 場 所：徳島グランヴィリオホテル（徳島県徳島市万代町）
- 3 出席者：中四国各県知事等（平井鳥取県知事、伊原木岡山県知事、村岡山口県知事、浜田香川県知事、尾崎高知県知事、飯泉徳島県知事、他各県副知事）  
山下中国経済連合会会長、常盤四国経済連合会会長

### 4 会議の概要

#### (1) 防災・減災対策の強化について

「平成26年8月豪雨」により中四国地方にもたらされた甚大な被害からの早期復旧、被害対策の充実及び事前の防災・減災対策の強化等を国に求める「平成26年8月豪雨災害に関する支援について」共同アピールを採択した。【別紙1】

このほか、行政間だけでなく民間団体間における防災・減災対策の連携や、災害発生時の相互支援に係るカウンターパートの組み合わせの拡充等について、今後検討を進めることとした。

#### (2) 高速交通ネットワークの整備促進について

ミッシングリンクの早期整備、暫定2車線区間の早期解消、各地域の特性等を踏まえた高速道路の料金割引制度の創設、高速鉄道網の整備促進等を国に求める「高速交通ネットワークの整備促進」に係る共同アピールを採択した。【別紙2】

#### (3) 人口減少問題への対応について

都市部への人口流出を逆転させるために、地域の雇用創出・活性化、若者の移住促進策について中山間地域を多く有する中四国地方から積極的に発信していくことについて合意した。

また、四国地方において行政と経済団体とが連携して立ち上げる「四国少子化対策会議」を参考に、中国地方でも同様に官民連携の取組について検討を進めることとした。

#### (4) 広域観光について

海外の観光客を取り込むインバウンドの広域的な取組みとしてレンタカーを活用した高速道路定額周遊プランの商品化を目指した仕組みづくりや、アンテナショップを活用した中四国連携などについて、今後検討を進めることとした。

#### (5) 地方産業競争力協議会について

地方産業競争力協議会が策定した地域戦略の実現など地方が主体的な取組を進めることができるように、国の成長戦略や国家戦略特区等の施策に地方の実情を反映させることや、大学や国機関の地方分散や地方における法人税の軽減など、人口減少問題や地方活性化に資する政策を提案していくことなどについて議論した。

#### (6) 地方創生について

本サミット開催日に第2次安倍改造内閣で地方創生相が創設されたことを受け、人口減少対策や地方活性化策など「地方目線に立った“地方創生”の推進について」国に求める緊急共同アピールを出すことについて合意した。【別紙3】

### 5 国への提言活動

9月10日、飯泉徳島県知事が関係各省庁に、共同アピールの提言活動を行った。

- ・【別紙1】平成26年8月豪雨災害に関する支援について…内閣府日原政策統括官（防災）
- ・【別紙2】高速交通ネットワークの整備促進…国土交通省各局長
- ・【別紙3】地方目線に立った“地方創生”の推進について…石破地方創生担当大臣

## 平成 26 年 8 月豪雨災害に関する支援等について

「26年8月豪雨」では、中国・四国地方も、台風第12号、台風第11号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、広島県、山口県、徳島県及び高知県を中心に、死傷者の発生、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設の被災など各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、同じ地方に豪雨が集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害にない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、災害復旧制度を適用し、災害復旧事業の迅速な推進や事前防災・減災対策の充実を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

については、次の事項について、政府に対し強く要望する。

### 1 台風・豪雨被害の早期復旧及び災害対策の充実について

中国・四国地方を始め、全国に甚大な被害を及ぼした「平成26年8月豪雨」について、これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。

道路、河川、砂防設備、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、海岸、港湾施設、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等この度の災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業や災害関連事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。

災害救助法については、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によっては避難所生活が長期化することから、応急的な医療だけでなく、応急的なリハビリテーションの実施、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費を支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない

例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災自治体全てに適用するとともに、制度の対象となる世帯を拡充するなど、制度の改善を行うこと。

## 2 事前防災・減災対策の充実について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防設備、急傾斜、地すべり、農業基盤、治山、海岸、港湾施設等の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充を行うこと。また、整備が遅れている中山間地域の道路など、防災機能の弱い道路の安全性向上を図るため、道路事業の一層の促進が可能となるよう、特別の措置を講ずること。

流域の安全・安心な生活を確保するため、直轄河川については、現に実施している事業の早期完了を、災害危険箇所については、計画的かつ迅速な事業着手を図ること。また、県管理河川についても、事業の一層の推進を図られるよう、特段の措置を講ずること。

土砂災害警戒区域等の指定推進やハザードマップ作成などのソフト施策も、安全・安心につながる必要不可欠な対策であることから、速やかな指定等ができるよう土砂災害防止法の早期改正を行うとともに、区域等の指定にかかる費用について、交付金の補助率の嵩上げや自治体負担分を起債対象とする制度の拡充を図るなどの支援を行うこと。

災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。

局地豪雨や竜巻などの突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

夜間・早期に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の精度が高い降水予測（メッシュ情報）を提供すること。

平成26年9月3日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

## 高速交通ネットワークの整備促進について

現在、国においては、「国土強靱化基本計画」、「国土のグランドデザイン2050」の策定等を通じ、“災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）”、“多様性（ダイバーシティ）”と“連携（コネクティビティ）”を理念とした新しい国土づくりに向けた取組が行われているところである。

また、「骨太の方針」では、東京への一極集中に歯止めをかけ、少子化と人口減少の克服を目指した政策推進の重要性が示され、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方の活性化への取組が進められようとしている。このような「国土づくり」の実現や「地方活性化と人口減少問題」への対応を進めていくためには、高速交通ネットワーク整備の果たす役割は重要である。

しかしながら、中四国地域では、高速道路等のミッシングリンクや暫定2車線での供用区間が多数存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大など、様々な分野で大きな障害となっており、他地域との格差がますます拡大している。

また、東日本大震災や昨今度々各地に甚大な被害をもたらしている台風、集中豪雨を通じて、大規模災害時における緊急輸送道路や代替道路としての機能をはじめ、陸の防潮堤、緊急避難場所としての新たな機能など、「命の道」としてもその早期整備の必要性が改めて認識されたところである。

こうした中、高速道路等の整備において地域間で不均衡が生じていることは、日本全体の政策課題であり、バランスよく我が国を発展させるためには、広域的な交流・連携の促進や効率的な物流の実現に資する高速道路等の早期整備が必要である。

さらに、中四国地域のさらなる発展を図り、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するためにも、西日本における高速鉄道網の整備により、多軸型国土構造への転換を図るよう早急に検討を行う必要がある。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、高速交通ネットワークが多くの利用者に活用され、高速道路等が本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の事項について、政府に対し強く要請する。

### 1 高速道路等のネットワーク整備に必要な道路関連予算全体の拡大

道路のメンテナンス、長寿命化への予算が重点化されたところであり、こうした老朽化対策に必要な予算については、引き続き確保を図るとともに、遅れている地方の道路整備の実状に鑑み、高速道路等のネットワーク

整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算全体を拡大すること。

## 2 ミッシングリンクの早期解消

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠であり、また、大規模災害時には「命の道」となる重要な社会基盤であるにもかかわらず、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在しており、国土強靱化の観点からも、国の責任において、早期かつ優先的に、高速道路等のネットワーク全体の整備を進めること。

## 3 暫定2車線区間の早期解消

高速道路等の定時性、安全性の確保や物流機能の強化、また、事故発生時や災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

## 4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」として最大限機能が発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設や、サービスエリア、パーキングエリアの防災拠点化を図るとともに、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、新直轄区間や地域高規格道路を含めた「無料区間」における計画的な「道の駅」整備に向けた取組を進めること。また、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備が遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は産業・観光などの地域の活性化に与える影響が大きいことから、地域の実情に応じたきめ細やかな料金割引施策を講じること。なお、これにより、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないようにすること。

## 5 高速鉄道網の整備

中四国地域における新幹線計画は、基本計画路線に位置付けられており、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における高速鉄道網について、整備に向けた取組を進めること。

平成26年9月3日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

## 地方目線に立った「地方創生」の推進について

過疎、中山間地域を多く抱える中国・四国地方は、少子高齢化の進行や、限界集落の増加などによる、人口減少・人口流出に悩んできた「課題先進地域」である。このため、早くから危機意識を持ち、行政、経済界を挙げてこの課題の解決に向けて取り組んできた。

今般、ようやく「東京一極集中」と「人口減少」が我が国の将来に与える影響について、危機意識が広く共有され、国においては、平成27年度予算概算要求基準において、約4兆円の特別枠が設けられた。さらに、総理をトップとする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地域活性化による「地方創生」に向けて、本格的な取組が進められようとしている。

そのため、まずは、国において、「東京に集中する『人』や『もの』の流れを地方に転換させ、流れを変える」という方針を示す必要がある。

また、「地方創生」の取組は、真に地方目線に立ち、地方がそれぞれの地域の実情に応じて、地方の創意と工夫で実施される必要がある。例えば、地方拠点都市に都市機能、行政サービス提供機能を集約させ、人口流出の防波堤とする一方で、日本の農業粗生産額の約4割を支える中山間地域に若者が住み続けられる施策も必要である。

徳島県において第24回中四国サミットを開催した平成26年9月3日、折しも、我が国初の「地方創生」担当大臣が誕生した。

ここに、「中四国サミット」を構成する各県及び経済団体は、中国・四国地方が「人口減少問題」の「課題“解決”先進地域」となり、真に地方目線に立った「地方創生」が推進されるよう、国に対し、以下の事項を提言する。

### 1 企業の地方分散（地方企業における税負担の軽減等）

東京圏に集中する企業の地方への分散や地方の企業活動の加速化により、子どもを産み育てやすい環境にある地方に、若者がとどまり働ける雇用の場を創出するため、東京圏と地方の法人税に差を設けるなど、地方の企業に係る税負担を軽減する制度等を創設すること。

### 2 地方の大学等高等教育機関の充実

地域の「知の拠点」である地方の大学等の機能強化を図るため、地方大学等への支援を拡充するとともに、工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野への大都市圏の大学キャンパスの移転や新しい研究施設や研修施設の地方配置など、大学等の地方分散を促進すること。

### 3 政府機関の分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関の積極的な地方への移転を促進すること。なお、地方移転に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

#### 4 大都市から地方への移住の促進

豊かな地域資源を活用した、6次産業化や国際競争力のある農林水産業の実現により農山漁村の活性化を図るとともに、「ICTを活用した地域づくり」など地方が取り組む地域活性化の実例を踏まえ、地方における女性の就労促進や、大都市から地方への若者・子育て世代の移住・交流が促進されるよう支援策を講じること。

#### 5 地方の産業競争力の強化

国の成長戦略に基づき、各ブロックで策定された「産業競争力強化戦略」を実現するため、地方目線に立った自由度の高い交付金の創設及び補助制度の拡充・新設等の財政支援、地方の企業の成長を後押しする規制緩和など、具体的な施策を講じること。

また、「地方産業競争力協議会」と国との詳細な意見交換の場の設定を通じ、地方の取組を国の施策に反映させること。

#### 6 地方の高速交通ネットワークの充実

交流・連携を強化し、地域の活性化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地域の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

#### 7 子育て支援施策の推進・拡充

結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、「地域少子化対策強化交付金」を大幅に増額し、恒久的な制度として確立するとともに、地域の実情に応じた効果的な取組の横展開を可能とするなど、事業要件の緩和を図ること。

また、子育て等に伴う経済的負担の軽減を図るため、新たな税制度の創設や、第3子以降の保育料無料化など、これまでにない新たな仕組みを構築すること。

#### 8 中山間地域等に若者を残す施策の展開

単に、県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能・行政サービス提供機能を集約させ、そこに若者を留めておけばよしとするのではなく、中山間地域が日本の農業を支え、また、拠点となる都市も支えているとの考え方に立って、こうした中山間地域や、離島等条件不利地域において、若者が住み続けることができる大胆な施策を展開すること。

#### 9 「地方創生」を推進する自由度の高い財政支援策の創設等

「地方創生」を推進するためには、地域がそれぞれの実情に即した施策を効果的に実施する必要があることから、基金等の創設をはじめ、地方にとって自由度の高い財政支援策を講じるとともに、地方交付税の充実を図ること。

## 10 地方の声を反映させる仕組みづくり

東京一極集中を是正し、「地方創生」を推進するためには、地域の多様なニーズに対応できるよう、総合的な施策展開が必要であることから、今後、「まち・ひと・しごと創生本部」が施策を検討する際には、実際に地域の活性化に取り組んでいる地方の取組を十分に踏まえること。

平成26年9月10日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）